

保護者の怒りの声

(第14回「市営保育所移管先選定部会」の摘録から保護者の発言を紹介します)

保護者もなめられたもんやね。



結局私らの声を聞く気はないんですね。
はやく終わらすことでいっぱいっばいっばい
もんね。おたくら今の話を聞いてたら。保護者の意見
聞かんと、先々話進めよう。どうせ金みたいな感じ
やもんね。子どものことはろくに考えんと。そんな
風にしか取れないけどね、おたくら。

毎回説明会で言ってきてるけど、何一ついい答え
が帰ってきたことはないし、それを選定部会で勝手
に進められても、私らの意見通ってへんし、何も聞
いてもらってない。



選定委員の方々も代表で来られているなら、もう
ちょっと考えた方がいいんじゃないですか。もっと崇
仁保育所のことを1から10まで調べた方がいいん
じゃないですか。知らへんことまだ多いと思うし。

今までの京都市のやり方を知っているのですか委員
の人は。1から10まで全部知ったうえでそのにい
はるんですか。京都市が保育所に来て、実施した説明会
の内容は全て知っているのですか。どんなずさんなやり方
をしているか。全部知ったうえでそこにいはるんです
よね。



崇仁保育所にどんな子どもたちがいるか、どんな保護者がいるか、知っていますか？

京都市が保護者に対してどんな対応をしてきたか、知っていますか？

それでも応募されますか？

1 移転による環境の変化は激変

移転先の敷地面積は現在の約 4 割。現在の崇仁保育所の園庭面積と変わりません。移転後の園庭面積の確保も非常に困難です。子どもたちにとっては、移転により場所が変わるだけでなく、今よりもずっと狭い環境に押し込められることになります。子どもたちにとっては、これまでの民間移管とは比較にならないような保育環境の激変となります。対応する保育士の皆さんにも非常に大きな負担を掛けることになります。

2 買い取り後も自由に使えない体育館

上記のとおり現在よりも非常に狭くなってしまう敷地面積ですが、その敷地上には既存建築物として小学校の体育館と管理棟があります。体育館は移管先法人が買い取った上で改修をする必要がありますが、保育のために自由に使うことはできません。地域住民のサークル活動にも使用されているため、民間移管後も現在と同程度の利用を認めることが条件となっています。利用の申込等詳細については、稚松連合会と協議しなければなりません（募集要項 20 ページ）。

3 北側にあるグラウンドや公園も自由には使えない

また、北側にある小学校のグラウンドも自由には使えません。さらに北側には公園もありますが、現在他の保育所の子どもたちが散歩先として使用しており、こちらも競合することになります。いま、広々とした園庭で過ごしている子どもたちにとっては全く不自由な環境になります。

4 深刻な障害児保育

市営の障害児割合 18%です。加配認定を受けた子どもは幼児クラスに集中していますので、ほぼ 3 分の 1 が障害児となります。募集要項でも幼児クラスに 9 名の加配対象児童がいることを想定しています。徹底して障害児保育に取り組むという覚悟が必要です。ある市営の保育士さんから「普通の保育がしたければ、市営の保育士にならない方がいい」という声も出ています。応募される事業者やそこで働く保育士の皆さんにはこのような覚悟を持っていただく必要があります。

5 慎重なご判断を

移転だけでも子どもたちには大きな負担です。民間移管によりさらに負担とならないよう最善の注意をしていただく必要があります。保護者アンケートの結果では約 6 割が民間移管に反対しています（賛成は 0~1%、残りはどちらともいえない）。慎重なご判断をお願いします。

移転前後の敷地面積の比較

Google



現在の崇仁保育所の敷地

子ども1人当
りの面積は
約4割に減少

画像 2018 Google, 地図データ 2018 ZENRIN 20 m



移転後の敷地